

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 保安林の指定

○ 保安林の解除予定

【公 告】

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ”

○ ”

【選挙管理委員会】

○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

○ 個人演説会等を開催することができる施設の異動

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 政治団体の名称等の公表の訂正

治山課

”

耕地課

建築指導課

”

”

”

”

選挙管理委員会

”

”

”

”

”

”

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和六年八月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市伊里中字トフト一七の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和六年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
総社市日羽字地藏滝ノ上四九七の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除予定保安林の所在場所
総社市日羽字川平四九八の七、四九八の一〇、四九八の一六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年8月30日 岡山県公報 第12630号

〔四六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和六年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

鍛冶屋（非補助土地改良（かんがい排水）事業）
道ノ下（ 〃 〃 ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和六年八月三十日から同年九月二十日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和6年8月30日 岡山県公報 第12630号

〔四六二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四〇七五号 令和六年八月二十 日	浅口市金光町地頭下八七三番四、 八七三番三の一部	四・五〇	二七・九三

〔四六三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神元三九四番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原三二四番地ラ・フリーズE二〇三号室

見手倉紳司

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月十六日岡山県指令建指第六九号

〔四六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三七〇番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九五〇番地三グラントコンソナンス心二〇三

岩藤 朝哉

岩藤 菜緒

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月三日岡山県指令建指第九四号

◎岡山県選管告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、岡山市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和六年八月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

西大寺ふれあいセンター	施設の名称	
岡山市東区西大寺中二丁目一六番三三三号	所在地	
公益財団法人岡山市ふれあい公社	施設の管理者	
ふれあいホール 三四二	施設の程度	
三〇〇		収容人員
有		照明
令和六年五月十七日	指定取消年月日	

◎岡山県選管告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、備前市選挙管理委員会から、次のとおり異動があった旨報告があった。

令和六年八月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

施設 の 名 称	施設 の 管 理 者	新	旧	異 動 年 月 日
備前焼伝統産業会館	一般財団法人備前市文化芸術振興財団		備前市長	令和六年八月一日

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年八月三十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あいざわ忠明後援会	相澤 修	梶谷 典令	瀬戸内市邑久町福元六〇八―二〇五	令和六・七・一
いきいき会	平上一 孝	藤森 庸司	加賀郡吉備中央町竹荘八〇七―一	七・一一
長崎信行後援会	北川 昌邦	北川 昌邦	備前市八木山八三〇	七・二九
2050年の備前を考える会	小松 知子	大井 祐史	〃 東片上一二八―一二一	七・一一
日本共産党藤岡よしゆき後援会	石部 誠	難波 英夫	高梁市中原町一四二〇	七・一一
ひなゆか後援会	草地 博之	永田 亜紀子	加賀郡吉備中央町美原五五三	七・二九
若林あきお後援会	中田 太海	若林 昭雄	倉敷市茶屋町一五九九―二	七・一七

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年八月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	古門真也	主たる事務所の所在地	岡山市北区駅元町一―二―三〇一(株)JR	倉敷市中庄三三二二―一(株)ジェイアール	令和六・七・八
自由民主党岡山県ときわ会支部	古門真也	代表者の氏名	西日本中国メンテック	西日本リネン岡山支店	令和六・七・八
〃	〃	〃	古門真也	真田将史	〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名 <td>異動事項</td> <td>新</td> <td>旧</td> <td>異動年月日</td>	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	杉岡芳昭	主たる事務所の所在地	岡山市北区本町六―三〇第一セントラルビル三号館一階	岡山市北区本町六―三〇	令和六・六・三〇
いばらぎ隆太後援会	杉岡芳昭	〃	〃	〃	〃
かわかみまちこ後援会	下山親志	代表者の氏名	下山親志	森恭一	令和六・七・二九

◎岡山県選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和六年八月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

若林あきお後援会

代表者の氏名

中田太海

解散年月日

令和六・七・一七

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、長田のぶひこ後援会から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の名称等の公表（令和六年岡山県選管告示第二十四号）の一部を次のとおり訂正する。

令和六年八月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中長田のぶひこ後援会のうち「宮崎和也」を「宮崎知也」に改める。